

このガイドラインについて

神戸は、大都市でありながら、六甲山をはじめとする緑の山々、海につながるなだらかな傾斜地に広がるまちなみ、国際港都として発展してきた港と風光明媚な海岸線、郊外に広がるのどかな田園等、多彩な風景を有する緑豊かな美しい都市です。この貴重な緑を将来にわたり保全していくことが、神戸の環境を守るうえでとても重要となります。



神戸市では、「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ 21 プラン）」に基づいて「緑生都市」の実現を目指し、潤いのある市街地を形成するために、まち中で3割以上の緑を確保していくことを目標としています。また、平成 20 年の「ユネスコ創造都市ネットワーク（デザイン都市）」への認定や、平成 24 年の「神戸スマート都市づくり計画」、「神戸らしい景観づくりの方針」の策定等を背景に、緑に関してもよりデザイン性、景観面、環境面に配慮した整備を進めていきたいと考えています。さらに、豊かな緑を守り神戸のまちの魅力をより高めていくためには、市、事業者、市民が個々の意識と感覚を持ちつつ一体となって、景観や環境に調和し、ライフスタイルにあった緑を生み育てていく必要があります。

そこで神戸市では、神戸の特性に合った「神戸らしい緑化」につながる緑化基準とするため、平成 29 年に「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」（以下、「条例」）に基づく緑化基準の改定を行いました。その「神戸らしい緑化」についての考え方や手法について取りまとめたものがこのガイドラインです。

当ガイドラインは以下の三つの章で構成されています。

まず、第1章の「神戸らしい緑化とは」では、神戸らしい緑化とはどのようなものかを解説し、神戸らしい緑化事例についてもあわせて紹介しています。

第2章の「緑化の計画にあたって」では、緑化の計画を立てる際に考慮すべきこと、おすすめの緑化材料、緑化した後の維持管理、緑の支援制度・評価制度について解説し、緑化の計画にあたっての基礎的な情報をまとめています。

第3章は「条例に基づく緑化計画作成の手引き」です。神戸市では一定規模以上の建築物の新築、改築等にあたっては、条例に基づき緑化の計画を立て、届出を行う必要があります。ここでは条例に基づく緑化基準や届出書類の作り方などを解説しています。

このガイドラインをご活用いただき、「神戸らしい緑化」を進めることにより、神戸がますます豊かな緑に彩られた美しいまちになることを祈念いたします。